

令和3年度神奈川県高等学校奨学金奨学生予約採用募集案内

神奈川県教育委員会

この奨学金は、学業等に意欲があつて、学資の援助を必要とする生徒本人が貸付けを受け、高等学校等を卒業後に自分で返還するものです。申込みにあたっては、保護者の方と十分に相談してください。

1 高等学校奨学金の貸付けの概要

神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」といいます。)では、学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に無利息で貸付けを行う高等学校奨学金事業を実施しています。

(1) 借りることができる方(次のア～ウのすべてに該当することが必要です。)

ア 神奈川県内に生徒又は保護者が居住していること。

※ 予約採用申込み時点では神奈川県外に在住していても、令和3年4月の高校等入学時までには神奈川県内に転居を予定している場合は申込みができます。

イ 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程(この募集案内では、この4つの区分を「高等学校等」といいます。)に在学している生徒であること。

※ 保護者が県内在住の場合は、進学先は県外の学校でも構いません。

※ 高等専門学校は対象外です。

ウ 保護者(同一生計の父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている方。)の令和2年度都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が409,600円未満^(注)であること。

(注) 年収の目安は約800万円未満ですが、世帯の扶養などの控除の状況により異なります。

※ 所得要件を超過していても、令和2年中に家計が急変し、上記の所得基準を下回る程度まで収入が減少した場合は、家計急変の事由が分かる書類をご提出いただくことによりお申込みいただける場合があります。詳しくはP2の”3 (1) 提出書類”をご覧ください。

(2) 貸付月額(1ヶ月あたりの借りることができる金額) <新入生>

学校区分により選択できる月額が異なります。

学年	学校区分	基本月額(いずれかを選択) ※下段は1年間の最大貸付可能金額			
		10,000円 (年額 120,000円)	20,000円 (年額 240,000円)	30,000円 (年額 360,000円)	40,000円 (年額 480,000円)
1年生 (<small>新入生に限る</small>)	国公立				
	私立				

※ 2年次進級以降は上限額が10,000円下がりますが、申請(要件あり)により10,000円を加算し、新入生のときと同額の貸付けを受けることができます。

(3) 貸付期間

令和3年4月から令和4年3月までの1年間(毎年度申込みが必要です。)

(4) 貸付方法(予約採用の場合)

高等学校等入学後の奨学金手続きが完了した後で、3回に分けて申出のあった金融機関口座へ振り込みます。

2 予約採用の概要

予約採用は、高等学校等へ進学を希望する中学3年生(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部の3年生)を対象に、高等学校等入学後に採用決定する奨学生の選考審査を前倒して行うものです。

なお、予約採用は、貸付けが可能かどうかの審査のみを行うもので、高等学校等入学後に、貸付月額の選択を含め正式な申込みが必要です。

<予約採用のメリット>

- (1) 高等学校等入学後の学資の調達見込みをあらかじめ立てることができます。
- (2) 初回(4～9月分)の奨学金の振込時期が早くなります(5月末入金)。
※ 予約採用を利用しない場合でも高等学校等入学後に奨学金の申込みができますが、4月に申し込む定期採用の場合は、初回分の振込が7月末になります。
- (3) 予約採用奨学生として採用された方のうち、希望する方は、短期臨時奨学金(高等学校奨学金の前借り)の貸付けを受けることができます(高等学校等入学前の3月末に振込をします。)。詳しくは、「5 短期臨時奨学金」の項をご覧ください。

3 予約採用の申込方法(中学校3年生在学時の手続)

(1) 提出書類

ア 奨学生予約採用申込書(第1号様式)

イ 世帯全員の住民票

続柄(世帯主、子など)の記載がある世帯全員の住民票(令和2年11月1日以降に発行されたもの。本籍・国籍、住民票コード及びマイナンバーの記載がないもの。)

※ 高等学校等入学までに神奈川県内に転入される予定の方は、転入時期や事情等について記入した申立書(任意様式)を添えてください。

ウ 保護者の所得に関する書類

保護者(同一生計の父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている方。)の所得に関する書類で次のうちいずれか

- ・令和2年度市町村民税・県民税特別徴収税額通知書(コピー)
 - ・令和2年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書(複数枚にわたる場合は、全ページのコピー)
 - ・令和2年度市町村民税・県民税課税(非課税)証明書(コピー可)
 - ・令和2年11月1日以降に市町村長等が発行する生活保護受給証明書(コピー不可)
- ※令和2年中に家計が急変し、収入減少後の家計状況での審査を希望する場合は、上記の書類に加え、家計急変後の収入を証明する書類として以下のいずれかの書類をご提出ください。所得割額を推計して審査いたします。

- ①保護者が雇用者から解雇された場合又は早期退職した場合、事業を廃業した場合→雇用保険受給資格者証・離職票・解雇通告書・廃業届のいずれか(コピー)
- ②保護者の収入が著しく減少した場合→給与明細等の写し(3か月分以上。賞与等がある場合はその明細も含む)・自営業の場合は収入と経費が分かる書類(3か月分以上)

<生活保護を受けている方の申込みについて>

生活保護費の受給等に影響がある場合がありますので、事前に福祉事務所の担当者に相談した上で申し込んでください。

(2) 申込期間

令和2年11月2日(月)から令和3年1月15日(金)まで(必着)

(3) 提出先(郵送)

〒231-8509 横浜市中区日本大通33
神奈川県教育委員会 財務課 高校奨学金グループ

(4) 選考結果の通知

申込書を受け付けてから概ね1か月後に、申込者あて選考結果を送付します。

4 高等学校等入学後の手続(詳細は、予約採用決定時にお知らせします。)

(1) 奨学生願書等の提出(正式な申込み)

予約採用決定者には、奨学生願書等を送付します。必要事項を記入し、入学した高等学校等へ提出します。

(2) 貸付決定の通知

奨学生願書等に基づき貸付決定を行い、高等学校等を通じて結果を通知します。

(3) 借用証書等の提出

貸付決定通知とともに送付される借用証書に連帯保証人と連署し、連帯保証人の印鑑登録証明書を添付※の上、指定された期日(予約採用の場合、令和3年5月上旬を予定しています。)までに高等学校等へ提出します。

※短期臨時奨学金貸付時に連帯保証人の印鑑登録証明書を提出された方は、変更がなければ、新入生のうちにあらためて提出する必要はありません。

<連帯保証人について>

- 連帯保証人は、独立の生計を営む(他の方の税や社会保険の被扶養者となっていない)成年の方2名が必要です。
- 奨学生が未成年の場合は、1人は保護者(親権者又は法定代理人)としてください。
- 2人目は、一定の収入があり、他の方の税や社会保険の被扶養者となっていない方としてください。
- 上記の条件を満たす場合は、共働きの父母又は年金受給者の祖父母も、連帯保証人となることができます。
- 連帯保証人は主債務者(奨学生)と同等の返済義務を負うもので、奨学生の返還が滞った場合には、奨学生に代わって返還をお願いすることになります。(民法第454条)

(4) 奨学金の貸付け(振込)

借用証書等が貸付決定通知書に記載された期日までに提出された場合、申出のあった金融機関口座に3回(5月、10月、1月)に分けて奨学金を振り込みます。

4～9月分／5月下旬、10～12月分／10月下旬、1～3月分／1月下旬

5 短期臨時奨学金(詳細は、予約採用決定時にお知らせします。)

(1) 概要

短期臨時奨学金とは、高等学校等に入学を予定している生徒の進学準備のための費用に充てられるよう、入学前の3月末に高等学校奨学金の一部に相当する額(120,000円)を前倒して貸し付けるものです。

(2) 貸付方法・時期

高等学校奨学金予約奨学生として採用された方に申込用紙を送付します。高等学校等合格後、3月上旬の指定された期日までに必要書類を提出した方について、申出のあった金融機関口座に3月末に120,000円を振り込みます。

(3) 返還

高等学校等入学後に申し込む高等学校奨学金の振込額と相殺することにより返還します。(例1:月額40,000円で借りの場合、5月末の第1回貸付額は6か月分の240,000円ですが、短期臨時奨学金の返還額120,000円を差し引くため、入金額は120,000円となります。)
(例2:月額10,000円で借りの場合は、全額(120,000円)を短期臨時奨学金の返還額と相殺することになりますので、高校1年生のときの振込みはありません。)

なお、3月末に短期臨時奨学金(120,000円)の振込を受けた後、4月に高等学校奨学金(予約採用)を申し込まない場合は、5月に自宅に送付される納入通知書により令和3年5月末までに全額(120,000円)を一括で返還していただきます。

6 貸付廃止

奨学生であることを辞退するとき又は退学、若しくは停学になったときは、奨学金の貸付けを廃止し、貸付済みの奨学金については返還を開始していただきます。

7 返還(高等学校等卒業後)

(1) 返還方法

高等学校等卒業後6か月の据置期間を経過した後、貸付期間の4倍以内の期間で返還します。貸付けを受けた奨学金の全部又は一部をまとめて返還することも可能です。

(2) 返還猶予

奨学生が大学等へ進学した場合等、返還猶予の条件を満たした場合に奨学金の返還を猶予する制度があります。

(3) 返還免除

次のいずれかに該当した場合、奨学金の返還の全部又は一部を免除する制度があります(制度は変更となる場合がありますので、申込年度の募集案内で確認してください。)

① 特に学資の援助を必要とする方(保護者の令和2年度都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が85,500円未満)として第一種奨学金※1の貸付けを受け、正規の修業年限以内で卒業した場合であって、次のいずれかの条件を満たす場合※2

ア 在学期間を通じて学業の成績が著しく優れていると認められたとき。

イ 学習活動、特別活動等において功績が特に顕著であると認められたとき。

② 高等学校等卒業後に神奈川県内の病院等において免除職(保健師、助産師、看護師又は介護福祉士)として貸付期間に相当する期間良好な成績で勤務したとき。

③ 奨学金の貸付けを受けた者が死亡した場合又は貸付けを受けた後で心身の故障※3その他特別の理由により奨学金の返還が困難になり、回復の見込みがないと認められるとき。

※1 第一種奨学金は、神奈川県内に住所を有し神奈川県内の高等学校等(専修学校の高等課程を除く。)に在学する生徒を対象とする奨学金です。

※2 高等学校における成績及び活動に限ります。地域活動や民間クラブ活動は対象となりません。

※3 貸付時点で既に心身の故障を発生している場合は、返還免除の対象にはなりません。

8 貸付けの条件等について

奨学金の内容は、制度改正等により変更になる場合がありますので、入学後の手続きの際には、最新の募集案内により再度確認してください。

※ 奨学金の内容の確認方法

① 「令和3年度神奈川県高等学校奨学金奨学生募集案内」(予約採用決定者へは令和3年3月下旬に送付します。)

② 県の奨学金ホームページ(令和3年3月下旬以降掲載予定)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>

- この奨学金は、県の税金や卒業した奨学生の返還金等で賄われています。
- 貸付けを受けた奨学金は、みなさんが社会人となってから返還することによって、新たな奨学生に引き継がれていくものです。みなさんの責任と自覚によって必ず期限内に返還してください。

<申込書等提出先及び問合せ先>

神奈川県教育委員会 財務課 高校奨学金グループ

〒231-8509 横浜市中区日本大通33

電話 (045)210-8251(直通)

FAX (045)285-9775